

福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年12月14日)

【 件 名 】

- 1 地域主権一括法に伴う条例の制定・改正の方針について
(福祉保健課) …… 1
- 2 年末の総合相談窓口の開設について
(福祉保健課、住宅政策課) …… 5
- 3 岡山大学病院三朝医療センターの状況について
(医療政策課) …… 6
- 4 王子製紙株式会社米子工場からの水酸化ナトリウム流出事故について
(医療指導課、水・大気環境課) …… 11

福祉保健部

地域主権一括法に伴う条例の制定・改正の方針

平成23年12月14日
総務部政策法務課
福祉保健部福祉保健課

1 地域主権一括法の概要

① 名称等

	法律名	改正法律数	成立年月日	公布年月日
1次一括法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）	41法律	平成23年4月28日	平成23年5月2日
2次一括法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）	188法律	平成23年8月26日	平成23年8月30日

② 内容

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために複数の法律を一括して改正するもので、従来政令・省令で定められていた児童福祉施設の設備・運用基準、公営住宅の入居収入基準・整備基準、道路構造の技術的基準などの施設・公物の設置管理の基準が条例に委任された。

③ 施行日

平成24年4月1日。ただし、ほとんどの基準の設定に関して平成25年3月31日までの期間内において条例が制定、施行されるまでの間は、国が定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置がある。

2 条例の制定・改正の方針

施設・公物の設置管理の基準が条例に委任されたことに伴い、鳥取県では31件（別紙のとおり。条例案の検討過程で変動する可能性有）の条例を制定・改正する必要があり、次のとおり議会に提案する予定としている。

① 経過措置のないもの及び県民生活への直接の影響が小さい条例⇒下記の6件

平成24年2月議会に提案→平成24年4月1日施行

② 県民生活への直接の影響があり関係者からの意見聴取やパブリックコメントを実施した上で提案する条例⇒25件 平成24年度中に提案→平成25年4月1日施行

3 2月議会に提案予定の条例

① 経過措置のないもの

条例	概要
鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正	認定こども園の認定要件のうち保育所と幼稚園の両方の機能を有すること及び認定こども園であることの表示についての基準の設定
図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正	県立図書館の運営について審議する図書館協議会の委員が満たすべき基準の設定
博物館協議会に関する条例の一部改正	県立博物館の運営について審議する博物館協議会の委員が満たすべき基準の設定

② 県の事務事業の処理の基準となるもので県民生活への直接の影響が小さい条例

条例	概要
水道技術管理者の資格を定める条例	県が管理する専用水道において技術上の業務を担当する技術管理者の資格の設定
天神川流域下水道条例の一部改正	天神川流域下水道の配水管の内径等の技術上の基準及び終末処理場の沈殿池の汚泥処理等の維持管理の基準の設定
指定猟法禁止区域・休猟区の標識の寸法を定める条例	県が指定した指定猟法禁止区域・休猟区の区域内に設置する標識の大きさの設定

地域主権一括法に伴う条例の制定、改正予定一覧

① 経過措置のないもの及び県民生活への直接の影響が小さい条例【平成24年2月議会に提案→平成24年4月1日施行】6件

No.	条例名(仮称)	概要	根拠条項		部	課	
			件数	回数			
1	鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正	認定こども園の認定要件のうち保育所と幼稚園の両方の機能を有すること及び認定こども園であることの表示についての基準の設定	3	1	福祉保健部	子育て応援課	
			3	3			
2	水道技術管理者の資格を定める条例	県が管理する専用水道において技術上の業務を担当する技術管理者の資格の設定	水道法	19	3	生活環境部	水・大気環境課
3	天神川流域下水道条例の一部改正	天神川流域下水道の配水管の内径等の技術上の基準及び終末処理場の沈殿池の汚泥処理等の維持管理の基準の設定	下水道法	7	2	生活環境部	水・大気環境課
				21	2		
4	指定猟法禁止区域・休猟区の標識の寸法を定める条例	県が指定した指定猟法禁止区域・休猟区の区域内に設置する標識の大きさの設定	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	15	13	生活環境部	公園自然課
				34	5		
5	図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正	県立図書館の運営について審議する図書館協議会の委員が満たすべき基準の設定	図書館法	15	1	教育委員会	図書館
6	博物館協議会に関する条例の一部改正	県立博物館の運営について審議する博物館協議会の委員が満たすべき基準の設定	博物館法	21	1	教育委員会	博物館

② 県民生活への直接の影響がある条例【平成24年度中に提案→平成25年4月1日施行】25件

No.	条例名(仮称)	概要	根拠条項		部	課	
			件数	回数			
1	保護施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	保護施設の設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	生活保護法	39	1	福祉保健部	福祉保健課
2	婦人保護施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	婦人保護施設の設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	社会福祉法	65	1	福祉保健部	青少年・家庭課
3	軽費老人ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	軽費老人ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	社会福祉法	65	1	福祉保健部	長寿社会課
4	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (職員数、居室面積、利用定員などの基準)	老人福祉法	17	1	福祉保健部	長寿社会課
5	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員などの基準)	介護保険法	42	1	福祉保健部	長寿社会課
				74	1		
				74	2		
6	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積などの基準)	介護保険法	88	1	福祉保健部	長寿社会課
				88	2		
7	介護老人保健施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	介護老人保健施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、衛生管理等の基準)	介護保険法	97	1	福祉保健部	長寿社会課
				97	2		
				97	3		

条例名(仮称)		概要	根拠条項		部	課
8	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、衛生管理等の基準)	介護保険法	110 1	福祉保健部	長寿社会課
				110 2		
9	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準)	介護保険法	54 1	福祉保健部	長寿社会課
				115-4 1		
				115-4 2		
10	指定障害福祉サービスの事業等に係る基準に関する条例	①指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、利用定員等の基準) ②指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者の要件の設定	障害者自立支援法	43 1	福祉保健部	障がい福祉課
				43 2		
				36 3		
11	指定障害者支援施設等の人員等に係る基準に関する条例	指定障害者支援施設等の人員等に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	障害者自立支援法	44 1	福祉保健部	障がい福祉課
				44 2		
12	障害福祉サービス事業の設備及び運営に係る基準に関する条例	障害福祉サービス事業の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80 1	福祉保健部	障がい福祉課
13	地域活動支援センターの設備及び運営に係る基準に関する条例	地域活動支援センターの設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80 1	福祉保健部	障がい福祉課
14	福祉ホームの設備及び運営に係る基準に関する条例	福祉ホームの設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準)	障害者自立支援法	80 1	福祉保健部	障がい福祉課
15	障害者支援施設の設備及び運営に係る基準に関する条例	①障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室面積、利用定員等の基準) ②指定障害者支援施設の指定の申請者の要件の設定	障害者自立支援法	84 1	福祉保健部	障がい福祉課
				38 3		
16	指定障害児通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例	①指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、指導訓練室・病室面積、利用定員等の基準) ②指定障害児通所支援事業者の指定の申請者の要件に関する基準の設定 ③指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の設定 (従業員数、居室・病室面積、衛生管理等の基準) ④指定障害児入所施設の指定の申請者の要件に関する基準の設定	児童福祉法	21-5-18 1	福祉保健部	子ども発達支援課
				21-5-18 2		
				21-5-15 2		
				24-12 1		
				24-12 2		
24-9 2						
17	保育所の設備及び運営に係る基準に関する条例	保育所の設備及び運営に係る基準の設定 (保育士数、居室面積、保育時間等の基準)	児童福祉法	45 1	福祉保健部	子育て応援課
18	児童養護施設等の設備及び運営に係る基準に関する条例	児童養護施設等の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	児童福祉法	45 1	福祉保健部	青少年・家庭課

条例名(仮称)		概要	根拠条項			部	課
19	障害児入所施設等の設備及び運営に係る基準に関する条例	障害児入所施設等の設備及び運営に係る基準の設定 (従業員数、居室面積等の基準)	児童福祉法	45	1	福祉保健部	子ども発達支援課
20	病院及び診療所の人員及び施設に係る基準に関する条例	①病床数の算定に当たっての補正の基準の設定 ②専属薬剤師の設置の基準の設定 ③病院・診療所の人員及び施設に関する基準の設定 (薬剤師、看護師数等の基準)	医療法	7-2	4	福祉保健部	医療政策課
				7-2	5		
				18			
				21	1		
21	県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正	①県営住宅の整備基準・共同施設の整備基準の設定 ②県営住宅の入居者資格に係る収入基準の設定	公営住宅法	5	1	生活環境部	住宅政策課
				5	2		
				23	1		
22	鳥取県都市公園条例	①都市公園の配置基準等の設定	都市公園法	3	1	生活環境部	公園自然課
				4	1		
		②移動等円滑化のために必要な公園施設の基準の設定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	13	1		
23	鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正	①県立職業能力開発施設において行う職業訓練の例外的措置の設定 (施設外の施設で行うことができる職業訓練等の内容に関する基準) ②県立職業能力開発施設における職業訓練の基準の設定 (訓練生の数、訓練期間等の基準) ③無料とする公共職業訓練の設定 ④職業訓練指導員の資格の設定	職業能力開発促進法	15-6	1	商工労働部	雇用人材総室
				15-6	3		
				19	1		
				23	1		
				28	1		
24	県道の構造等の基準に関する条例	①県道の構造の技術的基準の設定 ②県道に設ける道路標識の寸法の設定	道路法	30	3	県土整備部	道路企画課
				45	3		
		②移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準の設定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	10	1		
25	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	移動等円滑化のために必要な信号機の基準の設定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	36	2	警察本部	交通規制課

年末の総合相談窓口の開設について

平成 23 年 12 月 14 日
 福 祉 保 健 課
 暮らしの安心局住宅政策課
 雇用人材総室労働政策室
 経済通商総室経営支援室

求職中の生活に困窮している方及び資金繰りで悩んでいる中小企業の方へ、行政機関等が業務を停止している年末の期間に、鳥取県社会福祉協議会と共催で「総合相談窓口」を開設します。

- 1 日 時
 平成23年12月29日(木)～30日(金) 8:30～17:15
- 2 場 所
 県内3か所(県庁・中部総合事務所・西部総合事務所)
- 3 内 容
 ○生活福祉資金貸付等の相談等
 ○生活保護相談等
 ○公営住宅の入居相談・情報提供等
 ○職業相談等
 ○事業者の金融相談等
- 4 実施方法
 面談及び電話相談
- 5 参加機関
 県(各総合事務所・福祉保健部・生活環境部・商工労働部)
 鳥取県社会福祉協議会
- 6 その他
 これに先立ち、12月26日(月)～28日(水)、鳥取労働局、県、鳥取市、倉吉市及び米子市などが合同で、「仕事と暮らしの年末特別相談会」を開催します。
 場 所：県内3か所(鳥取市役所・倉吉市役所・米子市役所)
 内 容：労働相談、職業相談、多重債務、年金相談、生活費に関する相談、離職に伴う各種手続き

【参考】昨年度までの実施状況(相談件数)

	H20	H21	H22(相談者数18人)						
			職業	生活福祉 資金等	生活 保護	住宅	制度 融資	その他	計
県庁	12件	26件	3件	4件	5件	2件	3件	1件	18件
中部総合事務所	4件	2件	—	—	1件	—	—	—	1件
西部総合事務所	5件	24件	2件	1件	3件	1件	—	—	7件
計	21件	52件	5件	5件	9件	3件	3件	1件	26件

岡山大学病院三朝医療センターの状況について

平成23年12月14日
医療政策課

第2回岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する検討委員会の状況等について報告します。

1 日時等

- (1)日時 平成23年12月6日(火) 午後1時～午後3時
(2)場所 岡山大学病院 歯学部棟2階 第一会議室
(3)出席者 岡山大学理事、三朝町副町長、鳥取県中部医師会長、鳥取県福祉保健
部健康医療局長 他

2 委員会の概要

<ワーキンググループ提言の説明>

○清水委員(WG座長)がワーキンググループの提言について説明

<大学病院の考えの説明>

○槇野岡山大学病院長から、深刻な医師不足により当直体制が来年3月末までしか組めない状況であること、そのため三朝医療センターの検討は縮小、廃止を基本としていたいただきたいこと、その補完として三朝温泉病院との連携をお願いしたいことについて説明。

<委員会のまとめ>

意見交換の結果、次のとおり委員会の結論をまとめることとなった。

- 次の3つを柱とする提言を学長に提出する。
- 最終判断は学長が早期に決定する。

- ①地域で入院患者の受け入れ体制が整うことを前提に平成24年4月から、入院機能を休止し、医療センターは存続する。
- ②入院休止の補完として三朝温泉病院との診療面での連携を進める。
- ③地球物質科学研究センターを中心として温泉に関する研究を医療面と連携つけて新しい発展を期する。そのことによって、観光面を含め、地元貢献する。

(主な意見)

- ・三朝医療センターに何としてでも医療機能を残していただきたいと思っていた。三朝温泉病院を開放病床として医療センターにつかっていたりなど入院面等で連携していくことは、医師会に持ち帰って十分に相談出来ると思う。(中部医師会 池田会長)
- ・地球物質科学研究と医療面を結びつけた構想を大学が最大限、検討していただくことを前提とした過渡期としての入院休止であれば町としても前向きに考えていける。(三朝町 森脇副町長)
- ・県外から多くの患者がきている。そういう需要に継続的に応える形が必要。三朝医療センターが担っている医療面を継続的に確保することが前提であり、期限ありきの議論となつてはいけない。(藤井健康医療局長)

3 国等への要望

今後、三朝町と連携し、岡山大学に対して、三朝医療センター見直しにあたっては、委員会の提言を踏まえ、次に掲げる事項が確実に実現されるよう要望を行うとともに、文部科学省に対して、当該要望の実現に向けた支援等に関し要望を行う。

- ・三朝医療センターの入院患者をはじめとする利用者が切れ目なく必要な医療を受けられるよう円滑に体制を移行すること。
- ・岡山大学の地球物質科学研究センターの物質科学と三朝医療センターの医療機能が連携し、温泉医療研究の新たな発展を期する構想を実現すること。

4 検討の経過

7月26日 第1回岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会開催。

(内容)

- ・岡山大学内部に設置された三朝医療センター将来計画会議の検討の結果(平成23年6月20日決定)について岡山大学病院長から説明。
＝経営面及び医師派遣が難しい点から早急に縮小・廃止すべき。
- ・単なる要望だけではそのまま存続は困難。より具体的な検討が必要
→ワーキンググループを立ち上げ、検討。
- ・ワーキンググループの検討後、委員会で結論をまとめる。委員会の結論を参考にしながら最終的には大学が判断を下す。

8月17日 第1回岡山大学病院三朝医療センターの将来に関するワーキンググループ開催。地元委員から5つの意見を提案

10月18日 第2回ワーキンググループ開催。(第1回のWGのメンバーに加え、岡山大学地球物質科学研究センターの中村教授が参加。)

[前回地元委員から提案された意見への回答]

1) 呼吸器系医師の確保

→医療センターから三朝温泉病院に医療機能を引き継いだ場合に鳥大から医師派遣ができないか協議をしている。

2) 三朝温泉病院との連携

→教育・研究面は医療センターが担当し、病院機能については温泉病院に依頼したい。

3) 診療施設、教育施設としての活用

→診療施設(診療所とした場合)としての存続は大学病院の医師としてのモチベーションが保てないことから長期間の運営は不可能

→教育施設としては本学との距離の問題もあり活用が困難。

4) 研究施設としての活用、特色ある施設への転換

→地球物質科学研究センターの連携の可能性がある。

5) 自由診療の導入

→収支を大きく改善させるためには、医師及びスタッフの増員が必要となるため、困難。

[地球物質科学研究センター中村教授の提案]

中村地球物質科学研究センター教授から、地球物質科学研究センターと三朝医療センターを温泉の効能を科学的に研究する高度研究機関に再編する案(私案：岡山大学が認知したものではない)の提案があった。

12月6日 第2回岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会開催。

5 国等への要望状況

7月26日 三朝医療センターの存続について文部科学省に要望(知事、県議会議長、三朝町長：林政務官、部長：磯田高等教育局長)

10月4日 三朝医療センターの存続について岡山大学及び岡山大学病院に要望(県議会議長、県議会福祉生活病院常任委員会委員長：岡山大学学長及び岡山大学病院長)

10月6日 三朝町、中部地区行政振興協議会と連携し、岡山大学及び岡山大学病院に要望。(藤井健康医療局長：岡山大学学長、岡山大学病院長)

10月13日 文部科学省に要望(知事、県議会議長、三朝町長：中川正春文部科学相、部長：磯田文部科学省高等教育局長、村田文部科学省高等教育局医学教育課長)

三朝医療センターの将来に関する委員会名簿

職 名	氏 名	備 考
岡山大学理事(企画・総務担当)	許 南 浩	第1号
岡山大学理事(財務・施設担当)	北 尾 善 信	第2号
岡山大学理事(病院担当)	榎 野 博 史	第3号
三 朝 町 副 町 長	森 脇 光 洋	第4号
鳥取県福祉保健部健康医療局長	藤 井 秀 樹	第5号
鳥 取 県 中 部 医 師 会 長	池 田 宣 之	第6号
大学院医歯薬学総合研究科長	谷 本 光 音	第7号
消 化 器 内 科 長	山 本 和 秀	第8号
整 形 外 科 長	尾 崎 敏 文	第9号
三 朝 医 療 セ ン タ ー 長	光 延 文 裕	第10号
看 護 部 長	保 科 英 子	第11号
事 務 部 長	小 西 竹 生	第12号
三 朝 地 区 事 務 部 長	松 原 俊 雅	第13号
岡 山 労 災 病 院 長	清 水 信 義	第14号

三朝医療センターの将来に関するワーキンググループ名簿

職名	氏名	備考
岡山労災病院長	清水 信義	座長
岡山大学理事(病院担当)	榎野 博史	
三朝町副町長	森脇 光洋	
三朝温泉旅館協同組合組合長	岩崎 元孝	
三朝温泉観光協会会長	藤井 享	
鳥取県福祉保健部健康医療局長	藤井 秀樹	
鳥取県文化観光局観光政策課長	西尾 浩一	
鳥取県中部医師会長	池田 宣之	
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院長	森尾 泰夫	
大学院医歯薬学総合研究科長	谷本 光音	
三朝医療センター長	光延 文裕	
事務部長	小西 竹生	
三朝地区事務部長	松原 俊雅	

三朝医療センターの将来に関するワーキンググループからの提言

平成23年7月26日（火）に開催された第1回三朝医療センターの将来に関する委員会において、同センターの今後のあり方についてワーキンググループを設置し検討することとなり、第1回WG会議を8月17日（水）に第2回WG会議を10月18日（火）に三朝地区にて開催し、種々検討を行った。

大学病院側から、深刻な医師不足のため病院の診療機能を維持することが困難となり、また患者数の減少に起因する経営面及び現在本院で進められている高度先進医療を担う大学病院としての取り組みを考えると、同センターの存続は困難であるとの説明があった。

鳥取県、三朝町、地区医師会などからは、同センターは歴史的な経緯もあり、また地域医療並びに観光振興に及ぼす影響も大きいことから、存続を強く要望されるとともに、WGメンバーである中村教授から提案のあった「特色ある施設への構想案」について推進するよう併せて要望された。

本ワーキンググループとしては、診療面では隣接する鳥取県中部医師会立三朝温泉病院との連携を進めることが、地域医療の機能の維持にとって重要だと考える。また、医学研究では同じ敷地内にある岡山大学地球物質科学研究センターにおいて、現在行われている新しい医学研究を踏まえた温泉の新たな価値の創造を視野に入れた研究分野の発展が、地域及び社会に貢献する可能性を持っていると考える。今後、岡山大学が上記のような大学病院側、鳥取県、三朝町、地域医師会などの意向を踏まえ、総合的に判断することを期待して、本ワーキングのまとめとしたい。

平成23年11月

三朝医療センターの将来に関する委員会委員長 殿

三朝医療センターの将来に関するワーキンググループ

座長 清水信義

王子製紙株式会社米子工場からの水酸化ナトリウム 流出事故について

平成 23 年 12 月 14 日
医 療 指 導 課
水 ・ 大 気 環 境 課

平成 23 年 12 月 9 日 発生した王子製紙株式会社米子工場での水酸化ナトリウムの流出事故について、下記のとおり報告します。

1 事故の状況

(1) 発生日時

平成 23 年 12 月 9 日 (金) 午前 7 時 35 ~ 55 分

(2) 概要

- ① 生石灰を反応槽に送るため、水酸化ナトリウムを含有したチップ製造過程の副産物の液体と一緒に流していた。
- ② その配管の途中で生石灰がつまり、水酸化ナトリウムを含有した副産物が霧状に流出

(3) 被害状況

通勤途中の従業員 38 名が浴びたが全員軽症 (同日中に業務復帰)

搬送された 38 名中、24 名について病院による処置あり (14 名については処置なし)

(4) 当日の県の対応

西部総合事務所福祉保健局、生活環境局が現地で事故状況を確認

- ・ 飛散及び排出された水酸化ナトリウムが硫酸により中和されたことを確認
- ・ 工場外の流出及び地域住民への危害の発生がないことを確認

2 現在の状況及び今後の対応

① 事故原因は現時点では不明 (過去に同種の事故の発生例無し。)

② 現在、王子製紙米子工場に原因の確定及び改善報告書の提出を求めており、今週中に事故報告書が提出される予定

③ 事故報告書受領後、西部総合事務所福祉保健局による現地調査を行う。

④ これまでの事故を踏まえ、全工程の点検及び安全対策の見直し・再発防止の徹底を求めていく予定

3 参考

今回流出した水酸化ナトリウム濃度は 1% 程度であり、5% 超を要件とする劇物の基準にはあらず、また、国の解釈では「毒物又は劇物たる成分を含有していたとしても、当該成分が製造過程等に由来する不純物として存在する場合は毒物又は劇物とみなさない」とされており、劇物に当たらない。

しかし、平成 19 年 7 月、平成 23 年 1 月に引き続き 3 回目の流出であること、pH が 13.0 で相当の強アルカリ性であり危険性が高い液体であることから、原因確認、再発防止策の確認等を毒物及び劇物及び取締法上の取り扱いと同様に行うこととしている。

(参考) 王子製紙米子工場での過去の流出事故の状況

(1) 平成 19 年 7 月 13 日

- ① タンクの亀裂より水酸化ナトリウムを含む液状物が流出
- ② 防液堤の仕切り板の隙間から排水溝に流出
- ③ 毒物及び劇物取締法に基づき王子製紙米子工場に必要な措置を指示し対応させた。

(2) 平成 23 年 1 月 11 日

- ① ポンプの試運転中に水酸化ナトリウムが霧状に噴霧
- ② 従業員 5 名が浴び、うち 3 名が負傷 (中等症 2 名、軽傷 1 名)
- ③ 毒物及び劇物取締法に基づき王子製紙米子工場に必要な措置を指示し対応させた。